

議案第18号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中第131号を第132号とし、第102号から第130号までを1号ずつ繰り下げ、第101号の次に次の1号を加える。

102	教育改革推進会議委員	日額	7,000円
-----	------------	----	--------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。